

こどもの居場所づくり支援事業補助金 QA

	Q	A
1	補助対象期間は。	毎年4月1日から3月31日です。
2	区への補助申請は、活動が始まってからでいいですか。	交付決定通知後からの活動が補助対象になりますので。事業の実施前に申請してください。
3	こども会などの運営も該当しますか。	居場所の範囲は、校区だけでなく広く居場所を必要とするこどもの受け入れることが前提のため、会員に限定せず広く受け入れていただければ、補助対象とします。
4	特定の町内会や地区に限って開設する子どもの居場所は対象となりますか。	上記4と同様に、受け入れ地区を限定する場合は補助対象外となります。ただし、こどもの居場所を特定の地区に限って広報・周知するような場合でも、実際集まったこどもたちをその地区に限らず、広く受け入れていただければ、補助対象とします。
5	こども食堂との同時申請はできますか。	可能です。堺市こども食堂開設支援補助金は、こども食堂の開設に要する経費の補助であるため、こちらの補助金の運営補助とは2重になりません。ただし、食堂の費用と居場所の費用は明確に分けて管理してもらう必要があります。
6	食べ物（提供）の提供はいいのですか。	中毒やアレルギーなど、衛生上の課題があります。法律などの規定の範囲の中でお願ひします。 また、補助金の対象となるのは、原材料費なので、お弁当など出来合いのものを購入する費用は対象外です。
7	こどもたちに参加賞や記念品として物品を購入したいが対象経費となりますか。	記念品は、配布物のため対象となりません。（あくまでも居場所を運営するために必要な経費となるため）
8	運営スタッフの人数に決まりはありますか。	特に決まった人数要件はありません。受け入れ人数に応じて適正にスタッフを確保してください。
9	参加者を事前申込制としてもよいですか。	こどもたちを誰でも広く受け入れることを条件としていますので、申込制とする事業は補助対象外となります。
10	実施頻度について、決まった曜日や時間に実施しないといけないか。	こどもたちにとっての「居場所」といえるために、定期的に集える場としての開催が望ましいですが、例えば夏休みなどの長期休暇中にまとめて実施する場合も可としています。年間の実施回数に応じて補助基準額を決定します。
11	ボランティアのスタッフに謝礼や交通費を支払えますか。	居場所運営スタッフは対象外です。それ以外の外部のボランティア、講師などへの謝礼は可能です。ただし、1人当たり1回2,000円が上限です。
12	謝礼を謝金ではなく贈答品で渡す場合、報償費として計上できるか。	謝礼については、現金または商品券でお渡しください。現金の場合は領収証、商品券の場合は受領書等で受け取り確認がわかるものの提出をお願いします。その際、領収証等には、いつの分の謝金かわかるような記載をお願いします。

13	支払いのわかるものとして、レシートや領収証のかわりとして請求書や納品書でもよいですか？	不可です。支払い確認ができるものとして、レシートか領収書が必要になります。
14	支払い時にポイントカードを使用してもよいか。	補助事業にかかる経費の支払いによって個人が利益を取得することを防ぐため、補助事業に関する経費を支払う際にポイントカードは使用しないでください。（ポイントを貯める場合、ポイントで支払う場合ともに禁止とします。）
15	レシートや領収書はコピーでもよいか。	可としますが、民間助成金等を活用している場合は、経費が重複することが絶対にならないようご注意ください。また、原本の提示を求めることがありますので、原本は保管してください。 ※申請時にレシートや領収書はできる限り費目ごとに貼り付けしてください。